

令和元年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年5月31日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 5番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ② 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 空き家に付随した農地の指定の審議
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑦ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 3番 高田 英 委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので宜しくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～5号 5件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案1号について、こちらの方から説明を致したいと思います。

渡人は、大分市の方に住んでいます。受人とは親戚関係にありまして、渡人が離農するという事で受人に譲るという話が当初あったそうなのですが、受人の方がそれでは申し訳ないという事で、贈与から売買という形に変えてもらったという事がございます。

受人は高齢ではありますが約40年間、水稻を栽培しておりまして、農機具はトラクター・コンバイン・田植機・乾燥機・畦塗機等所有しておりますので、特に問題はないと思います。ただ、面積がここには7,825㎡と表記しておりますけど、本人からは二町一反と申請書に記載がありましたので、契約しないで耕作している分があると

と思いますが、一応、農地台帳の分かる範囲で表記しております。以上です。

議 長

それでは、この1号の案件、ご質問がある方はお願いします。

質疑ありませんか。

(ありません。)

それでは、議案1号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件は承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号6番 式田 信一委員から説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

申請地は庄内町柿原の瓜生田の集落になります。前に花屋があった前です。渡人はもう農業が出来ないという事で、受人が買ってくれないかと相談を受けまして、家の前ですから、買いましょうという事になったと伺っております。

ちょうど地域の営農組合があり、共同で苗を作ったりして利用している、そんな土地となっています。

議 長

それでは、この2号の案件、質問がある方お願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案2号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員から説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、説明したいと思っております。3・4・5号関連ですので、一緒に説明致します。

3号の渡人と4号5号の渡人は兄妹でありまして、一人が牧場、もう一人が田・土地・家と所有権があるという事です。議案3号ですが、牧場であり山林ではないので農業委員会にかかるということで、この度受人に譲渡するという事があります。そして5号を見て頂きたいと思っておりますが、これは受人が渡人の家も一緒に買ったという事で、家の横に1枚だけ田んぼがある訳であります。その田んぼだけを1枚、宅地と一緒に買ったという事で申請に上がっているという事があります。あと4号は、それ以外の田んぼ・畑につきましては渡人と契約して売られたという事でございます。

議 長

では皆さん、関連がございますので、議案3・4・5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3号議案の地目が牧場という案件ってかなり珍しいですが、74分の1を渡人が持っているのと75分の1を持っているのを売買で譲り渡すという事ですよね。事務局さん現地に行かれましたか。どういう使われ方をしているのか、そこが知りたい。

議 長

残りの持ち分は誰が持っているんですか。

1番 坂本 成一 委員

地域の人。

6番 式田 信一 委員

ここは中渚という地区で、昔は畜産農家が多かった。それで、奈免木原という所に牧場を作ったわけです。それが74分の1、75分の1に、2筆あるということです。それぞれの牧場で加入者の数が違っているものだから、こういう風な数字になっている。

3番 高田 英 委員

現況的には、牛とかここに放牧されたりしているのか、聞きたかった。

6番 式田 信一 委員

その当時は、放牧していました。

事 務 局

補足を言うと、昭和51年当時位に牧野整備で畜産の九重飯田事業でやった場所です。その後5年ほど牛を放していましたが、ダニ熱で牛が牧野で死ぬ事が多くて、皆さん放牧しなくなったというのが現状で、今は荒れています。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、議案3・4・5号の案件、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により、この3・4・5の案件 承認致します。

日程 第2 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第6号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案6号について、議席番号8番 佐藤 孝雄委員から説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

これはですね、受人の会社が水路の隧道工事に入るという事で、工事の資材とか重機を置いておくような場所とのことです。

議 長

それでは、この議案6号について、質問があればお願いします。

(4番 大野 重利 委員より挙手有り。)

大野委員さんどうぞ。

4番 大野 重利 委員

一時転用というのは、期限はないのですか。

8番 佐藤 孝雄 委員

大体1年位を目処という事で聞いています。本当は水を使わない秋以降の方がいいのではないですかと言ったら、県の方が早急に工事に入りたいからという事で、約1年位を計画しているという話です。

議 長

事務局より補足説明があればお願いします。

事 務 局

原則的に一時転用は、3年以内に現況に復旧する事という事になっています。今回においては、申請書の中に許可日から10か月間を予定して、一時転用をするという事が出ております。

3番 高田 英 委員

前は3年と言われていましたが、最近の資料によると5年と書いてあるので5年以内と捉えていいのではないかと思います。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第7号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議席番号3番 高田委員さん、説明があればお願いします。

3番 高田英委員

説明は、特にありません。

議長

この案件について、質問がある方はお願い致します。

事務局

先月が、建設課の再生可能エネルギーの審議会で答申が出ていないという状態で、一旦保留という結論だったのですが、一ヶ月経ちまして、審議会からの市長に対する答申が出ましたので状況をお伝えします。

再生可能エネルギーの審議会から市長宛という事で、今回の太陽光発電についての意見として、大きく5点が市に対する意見として伝えられております。

一つ目が、土砂崩れや大雨による有事の際は、実際影響を受けるのは、石武自治区・光永自治区となり、水害に悩まされた過去の歴史からも両自治区の住民が、不安を抱いているか十分理解が出来る。よって、事業者は両自治区の住民も納得出来る様、誠意を持って長期的に協議を進めてもらいたいという事。

二つ目が、長期的な事業推進の為に、事業地の貸人も事業者と協力して、債務を果たし対策に務める事。

三つ目が、除草剤やパネル洗浄液、薬剤の使用は控える事。

四つ目が、調整地の石積みの目詰まりによる機能低下、浸透式柵の目詰まりによる機能低下を起さない様に、小まめな清掃・維持管理を行う事。

五つ目が、パネルの撤去については、現時点の見積もりよりも高額になる事が想定されるので、業者には適切な対応をして頂きたい。

という五つの意見が市長に対し伝えられ、それを受け由布市から受人に対して、市の条例の手続きの完了の通知書を出されました。

その中に業者・事業に対する意見という事で、市の意見が付されております。

市からの業者に対する意見というものの一つ目が、工事及び事業の推進にあたっては、土砂流失・風水害等により周辺地域に影響を及ぼさない様に十分配慮する事と、又事業に起因する被害が生じた場合には、速やかに復旧措置を工事する事。

二つ目が、先程の答申の中にありました、石武・光永両自治区の住民も納得出来る様、誠意を持って長期的に協議を進めてもらいたいという事

それと、農地転用等の許可が全て出揃った後に由布市の環境基本条例に基づいて、市と業者で環境保全及び創造に関する協定について、協議を行い協定の締結に務める事、つまり完全に許可が出た後に環境の保全等に対して市と協定を結んで欲しいと出ております。

最後に事業権利を第三者に譲渡する場合には、第三者へ意見の内容を継承する事とあります。

由布市として、荒木自治区からの同意書は出ている状況ですが、石武・光永自治区については、引き続き理解を得られる様に十分努力をしてもらいたいという様な意見が出されている状況であります。

議 長

今、事務局から市の対応の説明がありました。それについて質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員

それは、強制力はなくて、事業者への市からの要望だと捉えてよいのですか。

事 務 局

強制力はないです。

3番 高田 英 委員

つまり、石武・光永に長期的に協議して理解を求めて欲しいと言いつつも事業が始めたら、市は何も言えないですよという事ですか。

事 務 局

そうですね。そこまでの法的拘束力のある根拠法令はないのが現状です。

3番 高田 英 委員

多分、皆さんも新しく農業委員になられて2回目で、こんな非常に重く難しい案件が出るという事は過去あまりなかったのですが、小さい太陽光パネルの設置はあったけど、今日見て頂いた様な現場は初めてだと思います。

やっぱり市の農業委員会としてもある程度慎重に協議をして、県に持って行かないといけないのかなという風に思っています。

私としては、考えた一番いい方法としては、不同意。不許可相当。まあどっちかで、ここでは決まりましたとなれば、石武・光永の人が由布市の農業委員は何をやっているんだという事にはならないかな。と思います。

それで県に持って行って、最終的に県に判断してもらえれば。もちろん農地転用は県知事許可ですので、県が山の上に来た太陽光パネルの排水がかなり下にある石武・光永自治区、いくら反対しているとはいえ影響があるとは農地法上言えないという判断をくたせば、許可をしたいと思います。無いとするならば不許可になると思うんですが、それは県に委ねるという形で、今のやり方でやった方がいいのではないかと、というふうに私はそれが最善ではないかと考えます。

ここで許可相当で県にあげると、県は許可相当で当然おりて来ます。もし石武・光永の人が、由布市の農業委員は何をしていたんだと言われたら、私なんか、何も言えないのではないかな、と思います。

議 長

農業委員の審査上は、地域の人同意というのは必須ではない。
法律上の必要書類が揃っていたら、どうしようもない。

3番 高田 英 委員

農地法上は該当するとすれば、被害防除措置の妥当性、農地法第4条第6項4号に該当するかしらないか。とりあえず、この農業委員会では該当するという判断で、不同意又は不許可相当で県に進達する。あとは最終的には県が決める事ですので、そこに任せるしかないのかなと。

事務局

そうなると、由布市の農業委員会も農地転用の許可基準に則り審議を行っているので、今の防除対策又その計算が、その基準に達してないという判断を由布市の農業委員会が下すという事になります。その判断が出来るかどうか。

地元の意見等は当然あると思うが、今回一般的な農地転用の許可の審議の中では、地元の意見という部分、感情的な部分を汲み取る事が出来ない。

あくまでも、被害防除について土砂流失・災害等が発生する恐れがある、だから許可出来ないという部分しか論点はないかなと、高田委員の言う通りだと思います。

ただし、その判断を下すかどうかというのは、結構大きな判断なんじゃないかなと思います。

9番 佐藤 一富 委員

この図面でいくと、丸で囲んだ部分の話？

3番 高田 英 委員

申請地の下流域には、石武・光永の圃場整備田が20haから30haはあると思います。そういった所に影響が出るのではないかと。という事です。

資料は役所が作った図面でちょっと正確ではないと思います。簡単に言えば、石武から下石武という所に行く所で、そのすそは、老人ホームの温水園がある近くまで田んぼがずっとあって、そういった所まで影響が出る可能性があるという話。

9番 佐藤 一富 委員

丸より上？

3番 高田 英 委員

下で。

8番 佐藤 孝雄 委員

写真よりは、下にあるという事？

3番 高田 英 委員

この写真だとどのあたりになるかは、ちょっと私もよくわからない。

議長

写真よりかなり下に田んぼとか家があります。

8番 佐藤 孝雄 委員

今日現場を見て、事業地の下の方に貯水柵を作って浸透式で対処するという事で、事業地から放流先の方がどうなっているのかはわからなかったけど、資料を見ると事業地から集落までは1キロちょっとあるということで。

そして、高田さんが言うには、図には事業地から水路のようなものが書かれているが実際はそのような流れは無いということで、多少流れるぐらいの水量だから浸透式の貯水池を作って対処するというふうに私は感じたが。

それならあまり大きな貯水池を作らなくても、大きな影響はないのかなと感じたんですが。

9番 佐藤 一富 委員

地区の一員としては心配するのは当然だろうと思う。ただし、距離的な問題からいろいろ考えた時に、かなり離れている状況で理由になろうかなと思う？

議 長

西側の東急の別荘地が先に建設されていて、あまり水害は起こっていない、起こったというのは聞いたことはない。面積的には東急からみれば小さいが・・・。

9 番 佐藤 一富 委員

これだけの計画をして雨量計算というのはどれだけ出来ているのか。

3 番 高田 英 委員

計算というか、資料の 5 ページには流域図はあるが・・・。

9 番 佐藤 一富 委員

雨量計算しないで、適当な大きさの貯水池を作るということ？

事 務 局

流量計算はされています。柵を造る事で現状よりも増える事が無い様な計算です。現状がただ森林を切り開くとかなり雨水の流量は増加するが、現状が伐採跡地のような木が生えていない状況の中で、現状でもかなり水が流れやすいという計算上の現況となっている。そこにパネルを置くので、パネルの表面はスムーズに流れるので流量は増加するが、通常森林を切り開いて太陽光を設置する場合に比べると、増加率としては低くなると思います。

その中で調整池を設置する事で増加量をカバー出来るというのが、業者の計算で出てきております。その部分は再生可能エネルギーの審議会の中でも話をされており、明確に問題があるものについては審議会も通らないので、ある程度チェックはされている状況ではある。

あくまでも計算上は。計算が全てという訳ではないが。

9 番 佐藤 一富 委員

だけど、最近計算通りとはいかないような雨が降るからな。

議 長

新たに森林を伐採するわけではないからな。今までの現状に近い形ではある。

9 番 佐藤 一富 委員

高田さんが言うのがわからないわけではないが、距離的に 1 k m という距離を見た時に、集落のすぐ上に水路があるとかならわかるが・・・。

10 番 麻生 秀昭 委員

以前、石武・光永方面で水が溢れた事ありますね。

3 番 高田 英 委員

ありますね。

10 番 麻生 秀昭 委員

あの時の水は、どこから出てきた？

3番 高田 英 委員
おそらく、福万川です。

10番 麻生 秀昭 委員
それを石武・光永自治区の人には心配しているということ。

3番 高田 英 委員
そうです。

議 長

建設課の付けていた意見を農業委員会も付けて、進達しないとしょうがないかなと思います。それしかやむを得ないのではないかと思います。

事 務 局

許可相当という事で、柵の清掃をしっかり管理を行う事や、被害が生じた場合には対応を行うなどの建設課の様な意見を付する。

それを県がどのように許可に対して付するかどうかを、それこそ県の判断にはなるが、市としてはそういう所には気を配っているという事を表すために意見を付するというのも一つの手にはなるかと思う。

3番 高田 英 委員
許可相当として、意見を付して出すという事？

事 務 局

不許可を下すのがかなり・・・。

3番 高田 英 委員

これは市の農業委員会の中で決める事だから、そこはもう県の判断でいいのではないか。過去に平成22年か23年の頃、挟間の高崎に近い所で産廃の仮置き場が始末書付きで出た案件を不許可で県に出した記憶がある。不許可相当っていう事は、私もあまり記憶が無いが過去にある事はある。

あとは、皆さんの判断で決めて頂ければ。

10番 麻生 秀昭 委員

同意がしっかり得られているかどうか、ちょっとそのあたりがどうかと思う。

山林だが山林の中に小さい木が生えてないので、水害が出た時に杉の根は深く入らないから表土や樹木ごと一気に滑ってしまう。今回のように事業地が畑とか牛舎跡地で、大雨が降った時はその土地そのものが持ちこたえられなくなった時にはそのようなことが起きかねないと思う。

以前私が湯布院勤務だった頃に、高田委員が言っていたように、石武・光永集落付近に、川が溢れたことがある。それを地域の人たちは見ている。だから、同じような被害が発生する可能性を一番心配しているのではないだろうか。

この件はもう少し地域の人たちの理解が得られるような時間があればいいんだろうが。

議 長

既に1カ月、保留している状況だから厳しい。

10番 麻生 秀昭 委員

私もどうしたものかと思っている。賛成とは言い切れないし、それなら反対なのかと言われたらそう言い切ることもできない。

地域の人にもう少し理解があるのなら、状況は違うのかなという気はするが。

事務局

会長が言われた様に、許可相当でそのまま出すのではなくて、建設課が出しているようなため池を充実させるとかなんか意見を付して…。

3番 高田 英 委員

それは県に出すということでしょ。業者に意見を由布市の農業委員会から渡すのではなく、県に出す。

議長

あと許可が出た後に、業者と協定を締結するようになっているが、それが一つの歯止めになるのではないかと思う。

事務局

由布市として、農転等の許可がすべて完了した後で、環境保全条例に基づき由布市と業者とで、浸透枿の清掃や災害発生時の対応等についての協定の締結を図るという事にはなります。

8番 佐藤 孝雄 委員

受人（合同会社）の所在地は佐伯だが、会社は湯布院でしている？

3番 高田 英 委員

いえ、佐伯です。この太陽光発電事業の為のペーパーカンパニーです。

この事業は計画当初から4回ほど業者がずっと代わっています。という事は、今回の申請者でこの案件が通ってしまえば、そのまま元の会社に譲渡する可能性が十分あると思う。

申請者の合同会社の代表社員は普通の電気屋です。大手ではなくて。

8番 佐藤 孝雄 委員

合同会社Yっていうのは今の事業主ということですね。所在地は佐伯だと。

3番 高田 英 委員

佐伯市の普通の電気屋さん。今回の事業で、ただ頭に据えられただけだろう。

8番 佐藤 孝雄 委員

事業が完成して、仲悪かったらまた事業者が変わる可能性がないこともないか。

3番 高田 英 委員

それはあります。よくあります。

議長

由布市の農業委員会から進達して、その後に県を必ず通るということはないだろう。また一応県が審査を行うから。

3番 高田 英 委員

最終的には県が判断を下す訳ですから、私は不許可相当で送って県にどっちか判断してもらった方が、うちとしては筋が立つのかなと思う。

議 長

あとになって石武・光永の人達から色々言われたい様にならないといけないと思う。農業委員会としては、石武・光永区の意見も考慮しないといけないものかなというのも一つあるが。

許可相当として、県の判断を仰ぐ様にしてはどうでしょうか、皆さん。

9番 佐藤 一富 委員

先ほどの条件を付けるという事ですね。

議 長

先ほどの条件を付けて。許可相当を付けて、県の判断を仰ぎましょう。

3番 高田 英 委員

許可相当・・・、由布市が許可相当で意見を進達したら、県はそのまま許可しますよ。だったら、由布市が不許可相当で進達したら県がどうするか判断するので、由布市は楽になるのではないかと、私は言っているんですけど。

うちから許可相当で進達すると、県は許可で出ます。

事 務 局

不許可相当なら県に進達できないと思う。由布市が審査して落としたということになる。

不許可を何故上げてくるのかと言われる。

3番 高田 英 委員

不同意という言い方だったかな？それは、出来るはず。由布市の判断は、不許可相当ということ。

9番 佐藤 一富 委員

不許可というのがよくわからないが、逆に何で不許可ということにできる？

3番 高田 英 委員

だから、さっき言ったように許可基準に被害防除措置の妥当性という項目があって、周辺の農地に被害を与える恐れがあるかないかで判断される。

距離的にこれだけ離れているが被害防除が十分でない、あとは県の判断にしてくださいと出す。そして、県がこれだけ距離が離れていたら許可して当然だという判断を下すのか、やっぱりそれは農地法に引っかかるので許可できないという判断になるのかを、県に判断してもらおうということ。

9番 佐藤 一富 委員

県がじゃなくて、由布市が不許可で進達する理由というのがよくわからない。

感情論と言うと言い方が悪いが、前に水害があった、これは以前の話だから何も無くても水害が起こったということでしょう。

そして、今回申請地で太陽光を造った為に必ず水害が起こりますという根拠があるのだったら、私は不許可でもいいかなと思うけど。

3番 高田 英 委員

それはわからないと思う。でも太陽光を造った場合には水害が起きるという可能性が出てくる事も確かだと思う。

9番 佐藤 一富 委員

それをどう出すのかという事。

3番 高田 英 委員

地元の人が言うのは、こんなに雨が降る時にどれだけ雨が降るかわからんのに、取りあえず造りました。そして、結果として水害が起きました。それなら造らない方がよかった、となるよりも元からなにも無い所で水害が起きれば諦めがつくと。大多数の人がそういう考えを持っている。

9番 佐藤 一富 委員

太陽光が原因とは、どこが判断する？そう断言できる？

3番 高田 英 委員

それは難しい。

9番 佐藤 一富 委員

災害が起こったとしても太陽光が原因とは言い切れないと思う。

3番 高田 英 委員

もし逆に言えるのであれば、昨年に西日本を中心に大雨が降ったのをご存じかと思いますが、あの大雨の中で太陽光パネルが相当数壊れています。太陽光発電自体が国の施策だったからかもしれないが、あまり表立ってニュース等で報道されていません。でもネット見るとかなり出ています。

もしかすると、あの傾斜地の中で太陽光パネル自体が流れていったら、それが溜まって水を溜める土砂ダムを造るかもしれない。そうなれば、太陽光パネルが原因であると言えるんですけど。そうなる可能性があるという事です。

9番 佐藤 一富 委員

可能性はあるけど、何も起こらない場合もある。

3番 高田 英 委員

それはそうだが。

9番 佐藤 一富 委員

そういう想定論というものは、農業委員会で審議する様になっているのか？

8番 佐藤 孝雄 委員

高田さんね、今まで全く現地を知らなかったのだからわからなかったのだけど、今日現地を確認に行った時に、あれぐらいと言ったら悪いけどあの申請地の範囲の中で、下の方の調整池に流れて、そこからどういう水の流れていくのかはよくわかってないし、資料を見ただけだと水路がどのように流れているかもよくはわからないが、集落まで1km以上距離がある状況ならしょうがないのではないかなという感覚を私は感じたのだけど。

議 長

結論が出るまで長くなるようなので、他の案件を先に済ませます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第8～9号 2件)

議 長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案8号ですが、私（議席番号7番 縣 次男 委員）が担当ですので、説明致します。

7番 縣 次男 委員

渡人は85、6歳の高齢でございます。

今まで渡人は田を作ってなかったのですが、受人が今まで耕作しておりました。今回、渡人がもう手放したいという事で、受人に話をされたそうです。

受人は、保育園を運営する社会福祉法人の代表理事をしております。

保育園で運動会等の行事がある度に駐車場が足りず、周辺に路上駐車が増えることでいつも問題になっていたのですが、渡人が手放すという事で、受人が駐車場用地として買いたいという事で、今回の話に進んだそうです。

私も現地を見ましたが、筆では大きく見えるのですが、実際は昔からの狭い田が6枚から7枚位あるような場所です。

特に問題はないと思います。

議 長

この議案8号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

1番 坂本です。議案9号の説明をします。

資料は13～15ページです。国道210号線沿いに韓国苑があります。そのちょっと大分市側に空き家が2、3件ある、その間から上がった所に地目田の申請地がありますが、現状は耕作されておられません。草刈り程度しかやっていないようなところ

受人の話では、道の駅のようなものにしたいという構想があるそうです。近所の農家の人の野菜を販売したり、障がい者の就労の場として活用したりする様な構想があるそうです。

別に問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案9号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

進入路はどこにあるのですか？

1番 坂本 成一 委員

現状少し小さな進入路がありますが、そこが名義変更出来てないのかなと思う。

周りに3軒空き家がありますが、いずれも空き家で住む予定はないみたいで、協力してもらってこの家の全部、取り壊したいという計画があるとのこと。その土地も買収したいという様な計画を立てています。

事 務 局

現地確認に行きましたが、現状道路より一段高い様な形でこの田んぼがあります。そこに上がって行く様な形で乗り入れとかいうのは整備されています。

図面を見ると、元々の進入路を活かした形で整備するという様な計画のようです。

議 長

他にご意見はないですか。

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案10～11号 2件)

議 長

日程第5 空き家に付随した農地の指定について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長

それでは、この議案10号、質問がある方はお願いします。

ご質問はありませんか。

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

9 番 佐藤 一富 委員

ちょっとわからないのだけど、付随した農地の指定についてとはどういうこと？

議 長

事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地を売買する場合は、50アール以上耕作をしていないと新しい農地を取得できないという制限があります。ただし、空き家バンクに家を登録して、その家に付随する形で自分の農地を付随農地指定すると、下限面積が50アールから制限なしになります。

つまり、今まで農業をしてないような人、例えばUターンで都会からくるような、都市部から家を買って田舎へ移住をする場合などに、全く農業をしてない人がいきなり50アールを耕作するというのはかなり難しいと思います。そういった場合、例えば1枚だけ家の横作りたいという時に、小規模な農地の売買が出来る様に特段の面積を定める事ができると農地法で決まっています。

由布市においては、こういう空き家バンクに農地を付随させる事でそういう売買の下限面積を撤回するという事を行っています。

議 長

事務局の説明、理解出来たでしょうか？

9 番 佐藤 一富 委員

買うだけ？

議 長

空き家を買う人が耕作目的で農地も買う。

家の周りにちょっとした農地がついているものが多いから、そういった売買に利用する。

9 番 佐藤 一富 委員

この申請は、所有者がするという事？

事 務 局

空き家バンクに家を出した所有者がうちに申請する。

3 番 高田 英 委員

今回指定をしたら、売買されたときに3条の申請が出てくる。

9 番 佐藤 一富 委員

今回はバンクに登録しただけということ？

事 務 局

空き家バンクに登録した空き家に、自分の宅地（空き家）と付随する農地ということで登録する。そして、付随する農地については農地法3条の対象になるので、これが済んでから今度は売りたい人と買いたい人と契約が出来たら、3条申請が出てくる。

9番 佐藤 一富 委員

わかりました。登録をするというだけの話ですね。

議 長

皆さん、理解出来たと思いますけど、この10号の案件 指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 空き家の付随農地として指定致します。

続きまして、議案11号についてご質問があればお願いします。

(ありません。)

この議案11号につきましても、指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 空き家の付随農地として指定致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案12～20号 9件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）9件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

議案12号から15号までは、継続の案件でございます。一括して皆さんから質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この12号から15号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この12号から15号の案件 承認致します。

議案16号からは新規の案件です。質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この16号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この17号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号ですが質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)

それでは、この18号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号ですが質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)

それでは、この19号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号ですが質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)

それでは、この20号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数により、この案件 承認致します。

これで最後まで行きましたので、先ほど保留した案件に戻る前に、10分休憩します。

～10分間休憩～

議 長

皆さん、今から始めます。
私なりにいろいろ考えて副会長さんにも相談して決めたのですが、皆さんに紙を配ります。名前を書かず無記名で、1番が不同意・2番が条件なし・3番が建設課の意見を入れるまたは農業委員会の意見をプラスしていい。
そういう事で、投票としたいなと思いますが、どうでしょうか。
皆さん、無記名で結構です。そうでないといつまで経ってもまとまりませんし、このまま長々話しても結論が出ないので。
皆さんそれでいいでしょうか。

農 業 委 員

はい。

3 番 高 田 英 委 員

プラスして同意するという事は、2番・3番は同意ですか。

議

長
同意です。1番・2番・3番、名前は書かなくて結構です。番号を書いてください。

(副会長、番号発表。ホワイトボードに記入。)

(集計結果 1番：1名、3番：9名)

議

長
皆さん、ボードを見ていただいたら分かると思いますが、建設課の意見と、加えて今から皆さんと相談して、農業委員会の意見があれば付して出したいと思います。それで、許可相当として進達したいので宜しくお願い致します。では、農業委員会の皆さんの中からこういう意見をプラスしてくれというのがあれば、お願い致します。

議

長
皆さん、こんな意見も追加してくれってというのがあれば。

2番 竹内 正敏 委員

それは、しなかった場合の罰則規定とかはないということ？

事務局

無いです。あくまでも現状では要望という所までしかない。

議

長
追加での意見もないようですので、これで終わります。それでは、皆さん長時間ありがとうございました。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。